

生きがいプラン 21 野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） に対するパブリックコメントの実施について

市では、高齢者の福祉・介護の施策の基本方針となる「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

現在の計画が令和2年度で終了することから、次期計画として「野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」を策定（見直し）するにあたり、次のとおり本計画（案）に対するパブリックコメントを実施します。

1 計画策定の目的

高齢者福祉計画は、老人福祉法において高齢者全体を対象とした施策全般の目標を定め、取り組むべき施策全般を盛り込んだ総合的な計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法において要支援・要介護認定者の人数、介護保険の給付等サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービスの種類ごとの見込量を定める等、介護保険事業運営の基礎となる計画であり、3年を1期とする計画を定めることとなっています。

老人福祉法の規定に基づき、市町村老人福祉計画は市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないものとされています。

これらのことから、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

2 意見等募集の目的

野々市市介護保険運営協議会からの御意見、御提言を踏まえて策定した本計画（案）をより良いものとするため、広く市民の皆様からの御意見、御提言をお伺いするものです。

3 パブリックコメントの対象

生きがいプラン 21 野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）とします。

4 意見等募集の期間

令和3年1月25日（月）から2月23日（火）まで

5 意見等を提出できる方

- 野々市市に住所のある方
- 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 野々市市の学校に在学される方
- その他、野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定により利害関係を有する個人又は法人

6 意見等の提出方法

郵送、電子メール又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。電話や口頭での意見等の募集には応じません。

応募には、氏名（団体名）、住所（所在地）、年齢、野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する意見等を記載してください。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合があります。

7 計画（案）の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

計画（案）は、市ホームページと次の施設でご覧になることができます。

意見等募集の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、次の窓口で入手してください。

市役所 1階 健康福祉部介護長寿課 窓口

学びの杜ののいちカレード サービスカウンター

8 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、また、意見等を受けて野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）を修正した場合には、令和3年2月末を目途にその修正箇所を市ホームページに掲載することとします。

御意見をいただいた方の氏名（団体名）、住所（所在地）、年齢は公表いたしません。

9 意見等の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市健康福祉部介護長寿課 高齢者福祉係

【電子メールによる場合】

kaigo@city.nonoichi.lg.jp

【文書持参の場合】

市役所 1階 2番窓口 健康福祉部介護長寿課 高齢者福祉係までお持ちください。

※平日の9時から17時まで。

10 その他

- 提出された御意見について、提出者個人への回答はいたしかねます。
- 提出された御意見等については、意図が変わらない程度に編集し、類似した御意見などについては取りまとめた上で公表する場合があります。
- パブリックコメントの募集は、具体的な御意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のない御意見や、明らかに悪意を持った御意見であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見として取り扱いしません。
- お預かりした個人情報、野々市市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、公表することはありません。